

北海道告示第 10514 号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和2年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 地域食品加工技術センター運営事業 オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人オホーツク地域振興機構 公益財団法人とかち財団	公益財団法人オホーツク地域振興機構及び公益財団法人とかち財団が道立地域食品加工技術センターにおいて行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 試験研究事業 (2) 技術指導事業 (3) 技術交流事業 (4) 情報提供事業 (5) 人材養成事業	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月10日 提出先 経済部 食関連産業室		
2 貿易物産振興事業 道産品の販路拡大に係る各施策を効果・効率的に展開するため、(一社)北海道貿易物産振興会が実施する公益事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道貿易物産振興会	一般社団法人北海道貿易物産振興会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、職員人件費及び知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 商品流通拡大指導事業 ア 商品の分量、価格、包装などの改善事項についての指導に要する経費 イ 商品の取引促進に向けた指導に要する経費 ウ 商品開発や販路拡大にとって有益な情報を提供するセミナーの開催に要する経費 (2) 道産品取引マッチング促進事業 ア ウェブサイトによる道産品情報の発信に要する経費 イ 道内及び道外での取引商談会の開催に要する経費 (3) 主催物産展集客・信頼向上事業 ア 道外百貨店での物産展開催に要する経費 イ 消費者の信頼を高めるための物産展会場視察点検に要する経費	(1)2分の1以内 (2)4分の1以内 (3)4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月22日 提出先 経済部 食関連産業室		

<p>3 観光プロモーション推進事業 北海道の観光振興を図り、また、本道における観光事業の指導的団体として、より健全な発展と振興を図るため、公益社団法人北海道観光振興機構が実施する事業及び管理運営に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道観光振興機構</p>	<p>公益社団法人北海道観光振興機構が行う事業のうち、次の事業に要する経費及び管理運営に関する経費のうち、報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、人件費（給与、諸手当、福利厚生費）、その他知事が特に必要と認める経費 1 宣伝誘致事業 2 受入体制整備事業 3 全国広域観光推進事業 4 推進事業費 (1) 人件費 (2) 事務費（ただし、食糧費を除く。）</p>	<p>1 2分の1以内 2 2分の1以内 3 10分の10以内 4 (1) 2分の1以内 (2) 定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和2年4月10日 提出先 経済部観光局</p>		
<p>4 設備導入資金貸付事業事務費事業 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施した設備資金貸付事業</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>設備資金貸付事業に係る貸付債権の回収・管理に要する経費で知事が必要かつ適当と認められるもの（事務費に限る。）</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 告示の日から2週間以内 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>5 市場取引安定機能強化促進対策事業 道内卸売市場の機能強化に関する取組及び卸売市場の人材育成を行うことにより、卸売市場機能の維持・強化を図り、道民生活の安定に寄与する生鮮食料品等の円滑な流通を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道市場協会</p>	<p>一般社団法人北海道市場協会が行う市場取引安定機能強化促進対策事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和2年4月15日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>6 商店街振興対策事業 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街専門職員の設置事業、商店街活性化のための指導事業等に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道商店街振興組合連合会</p>	<p>北海道商店街振興組合連合会が行う商店街振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 北海道商店街振興組合連合会の役員設置に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 専任職員設置費 イ 指導事業費 (ア) 指導事業費 (イ) 活性化研修会開催費 (ウ) 活性化推進調査・研究事業費 (エ) 組織強化推進事業費 (2) 各市商店街振興組合連合会の指導事</p>	<p>(1) ア 定額 (1) イ 10分の10以内 (2) 10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和2年4月15日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

		<p>業費に要する経費          なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。          ア 食糧費(会議用茶菓を除く。)          イ 交際費          ウ 工事請負費(イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。)          エ 不動産の取得に要する経費</p>						
<p>7 北海道中小企業総合支援センター事業          中小企業の経営資源の確保及び新事業の創出を促進するため、中小企業支援の中核的支援機関である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの          (1) 中小企業経営資源強化対策事業          ア 総合コーディネート事業費          (ア) 総合相談窓口開設          (イ) 専門家派遣事業          (ウ) コーディネート環境整備          報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金          イ 取引拡大支援事業費          (ア) ビジネスマッチング支援事業          (イ) 受発注拡大支援事業          報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料          ウ 事業円滑化支援費          需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、印紙代          (2) 運営事業          ア 人件費          (時間外手当、企業年金及び生命共済に係る経費を除く。)          イ 事業管理費          (需用費、負担金、利子等のうち共通管理費と認められる経費に限る。)</p>	<p>(1) 10分の10以内          (2) 定額</p>	<p>経済第2号様式          経済第7号様式          経済第10号様式          経済第11号様式          経済第23号様式          別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式          経済第20号様式          経済第22号様式          別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部          提出期限 別に指示する日          提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>8 地域課題解決型起業支援事業          民間団体等が、起業支援事業(道が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助する事業及び事業立ち上げ等に関する伴走支</p>	<p>道内全域における起業支援事業を最も効果的かつ適切に遂行する能力を有する者として、地域課題解決型起業支援事業補助金補助事業者採択基準により採択された者</p>	<p>次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの          (1) 起業支援金          新たに起業する者が起業に必要な次の経費に対し、2分の1以内(最大200万円)を補助することに要する経費          人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費          ※人件費については、交付決定を受け</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式          経済第7号証式          経済第10号様式          経済第11号様式          経済第23号様式          別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式          経済第10号証式          経済第20号様式          経済第22号様式          別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部          提出期限 別に指示する日          提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

援の事業)の実施に要する経費を補助する。		た事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。 (2)起業支援金の交付事務及び伴走支援人件費、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、起業支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。						
9 北海道商工会連合会 指導事業 商工会の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	北海道商工会連合会	商工会指導事業及び経営改善普及事業、一般振興事業に要する経費のうち、別記1に掲げるもの	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年5月18日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
10 商工会議所指導事業 商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道商工会議所連合会	商工会議所指導事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 事業費(茶菓以外の食料費、交際費は除く。)	(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年5月18日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
11 小規模事業指導推進事業 商工会又は商工会議所が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所 一般社団法人北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会	次に掲げる事業に要する経費のうち、別記2に掲げるもの (1) 補助対象職員の設置費 (2) 指導事業費 (3) 資質向上対策事業費 (4) 経営指導推進費 (5) 大都市対策特別普及振興事業費 (6) 小規模事業施策普及費 (7) 商工会等指導環境推進費 (8) 若手後継者等育成事業費 (9) 商工会等振興調査事業費 (10) むらおこし事業等地域活性化事業費 (11) 広域連携等対策事業費 (12) 経営安定特別相談事業費 (13) 事業継続力強化支援計画等実施指導費	定額	経済第2号様式 経済第23号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年5月18日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

<p>12 北海道中小企業団体中央会指導事業 中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道中小企業団体中央会</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 指導員及び職員の設置費 (2) 一般振興事業 ア 組織化対策事業 イ 人材育成事業 (3) 中小企業連携組織対策事業 ア 中央会指導員等研究会開催事業 イ 事務費 ウ 地域産業実態調査事業 エ 組合等への情報提供事業 オ 中小企業連携組織等支援事業 カ 組合青年部活動促進事業</p> <p>※(3)エの組合等とは次に掲げるものとする。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であるもの (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人 (5) 公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づいて設立された公益社団法人及び公益財団法人 (6) 知事が別途定める団体</p>	<p>(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内 (3)ア、イ、ウ、エ 10分の10以内 (3)オ、カ 3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和2年5月18日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>13 新型コロナウイルス感染症緊急貸付信用保証料補助金 新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、売上や顧客の激減、事業の緊縮や休業等により経営に支障を来している中小企業者等に対し、緊急的な資金の融資の円滑化を図るため、北海道信用保証協会の保証を付して融資</p>	<p>中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者等</p>	<p>中小企業総合振興資金融資要領(令和2年(2020年)3月30日中企第2098号)に基づき、北海道信用保証協会の信用保証付きで経済環境変化対応資金(新型コロナウイルス感染症緊急貸付)の融資を受け、中小企業者等が金融機関を経由して北海道信用保証協会に対し支払う信用保証料とし、市町村等から補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を控除した額</p>	<p>・小規模企業者であって、経済環境変化対応資金(新型コロナウイルス感染症緊急貸付)の融資要件で定める売上高減少の基準が15%以上であるもの 10分の10 ・上記以外の中小企業者等</p>	<p>経済第51号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 信用保証料を支払った日から30日以内。ただし告示日以前に信用保証料を支払ったものについては、令和2年10月30日まで。 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>

<p>を受ける中小企業者等に対し、予算の範囲内で信用保証料の一部を補助することにより、保証料負担の軽減を図り、もって経営の安定及び今後の業況の回復・発展に資する。</p>			3分の1					
<p>14 中小企業競争力強化促進事業費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則(平成20年北海道規則第66号)第21条に規定する事業の遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが中小企業競争力強化促進事業を行う中小企業者等に対し、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	10分の10以内	<p>経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第21号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>15 中小企業競争力強化促進費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の円滑な実施により、道内中小企業の競争力強化を図り、もって北海道経済の活性化及び雇用機会の創出に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の実施のために必要な経費であって、次に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>委員報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費、手数料、通信運搬費、アンケート調査費、会場借上費、車両借上費、事務機器借上費、複写機使用料、その他知事が必要と認める経費</p>	10分の10以内	<p>経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>16 機械工業振興事業費補助金 北海道の機械工業及び関連産業の振興を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う本道機械工業の販路拡大、技術力の向上及び人材の育成確保に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道機械工業会</p>	<p>一般社団法人北海道機械工業会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>(1) 参入促進支援事業 (2) 産業技術開発促進事業 (3) 人材育成確保事業</p>	2分の1以内	<p>経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第21号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和2年4月20日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		

<p>17 北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、立地する企業に対し、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>一般財団法人電源地域振興センター</p>	<p>一の半期（4月1日から6月ごとの期間をいう。）において、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費 (1) 事業費 立地企業に対する給付金の交付に要する費用 (2) 一般事務費 前項に掲げる給付金の交付を行うための費用で、次に掲げるもの ア 人件費 イ 印刷製本費 ウ 旅費 エ 通信運搬費 オ 消耗品費 カ 雑費 キ 賃借料</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第39号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第40号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 上期 令和2年7月15日 下期 令和3年1月15日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>18 事業化資金貸付事業貸倒引当金補助金 中小企業総合支援センターが実施している業化資金貸付事業に係る貸倒引当金の繰入に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施している事業化資金貸付事業に係る貸倒引当金の繰入に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>19 石狩湾新港地域開発推進事業補助金 石狩湾新港地域の基盤整備を推進するため、石狩西部広域水道企業団が行う水道用水供給事業について、関係市が構成団体として負担する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>小樽市 石狩市</p>	<p>石狩西部広域水道企業団が広域水道事業を行うために必要な経費のうち、石狩湾新港地域に係る分として負担する出資金及び負担金</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和2年4月20日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>20 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下、「新エネルギー等」という。）に基づいた具体的な導入</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>新エネルギー等々に位置付けられているプロジェクトや事業等の可能性を調査するための事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 備品購入費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費 (8) 通信運搬費 (9) 委託料</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

可能性調査に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。		(10) その他知事が特に必要と認めた経費						
21 地熱資源利用促進事業 地域に賦存する地熱や温泉熱資源を有効活用し、地域振興に資する取組の促進を図るため、地域が行う地熱発電や温泉熱利用を目的とした地熱井等の調査に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地熱資源を発電や熱利用で活用を図り地域振興に資することを目的とする地熱井等の調査事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
22 新エネルギー設計支援事業 地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下、「新エネビジョン等」という。）に基づいた新エネルギー設備の導入を前提とした設計に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 備品購入費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費 (8) 通信運搬費 (9) 委託料 (10) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
23 新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援） 地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するため、地域が行う小規模地熱発電や熱利用を目的とした地熱井の掘削に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地熱資源を小規模地熱発電や熱利用での活用を目的とする地熱井の掘削事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		



		(13) その他知事が特に必要と認めた経費						
24 新エネルギー導入支援事業（設備導入支援） 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速するため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入事業に対し、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 工事請負費 (9) 原材料費 (10) 備品購入費 (11) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー課 ・エネルギー課		
25 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業 エネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、地域におけるエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。） (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域の有するエネルギー資源を活用し地域で消費する取組又は街区や大型施設におけるエネルギーの効率的利用の取組に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 工事請負費 (10) 原材料費 (11) 備品購入費 (12) その他知事が特に必要と認めた経費	10分の10以内 （事業全体の限度額は5億円。 （単年度の限度額は、予算の範囲内とする。））	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー課 ・エネルギー課		
26 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル） エネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、災害や停電等により既存電力系統が遮断された場合にも対応可能な地域におけるエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。） (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域の有するエネルギー資源を活用し地域で消費する取組又は街区や大型施設におけるエネルギーの効率的利用の取組に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 工事請負費 (10) 原材料費 (11) 備品購入費 (12) その他知事が特に必要と認めた経費	10分の10以内 （事業全体の限度額は5億円。 （単年度の限度額は、予算の範囲内とする。））	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー課 ・エネルギー課		

<p>27 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（新エネ有効活用モデル） 系統制約の生じている地域の新エネルギーの導入を促進するため、地域ネットワークの整備やFITに頼らない需給システムの構築などによる新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。） (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認められた者で構成された共同体</p>	<p>新エネルギー有効活用のための取組に要する経費で次に掲げるもの 1 有効活用の手法検討 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 備品購入費 (10) その他知事が特に必要と認められた経費 2 有効活用の実証 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 原材料費 (10) 工事請負費 (11) 備品購入費 (12) その他知事が特に必要と認められた経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課</p>		
<p>28 地域資源活用基盤整備支援事業 地域が有するエネルギー資源の最大限活用を図るため、地域や事業者が行う新エネルギーの導入拡大を目的とした送電線の整備に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する法人 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認められた者で構成された共同体</p>	<p>新エネルギー設備を導入するために必要な系統に接続するための送電線の整備事業（付随する設備工事を含む。）に要する経費で次に掲げるもの (1) 工事請負費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 役務費 (5) 通信運搬費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 備品購入費 (10) その他知事が特に必要と認められた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課</p>		
<p>29 環境産業関連製品技術開発振興事業 道内の環境関連の製品開発及び事業化、並びに道内事業者の技術開発及び実証等を行う事業に対して支援することにより、本道の省エネルギー・新エネルギー</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的</p>	<p>次の事業を行うために必要な経費（製品・技術開発費（原材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費）、人件費、その他知事が必要と認める経費） (1) 道内の環境関連の製品開発及び事業化を図る事業 (2) 道内事業者の環境関連の技術開発及び実証等を行う事業</p>	<p>3分の2以内、知事が別に指定する分野は4分の3以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課</p>		

<p>ギー化並びに地域エネルギーの効率的利用を促進し、環境産業の振興を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。) (2) (1)に掲げる者を含む複数事業者による共同体</p>							
<p>30 リサイクル産業創出事業 本道における新たなリサイクル産業の創出、産業廃棄物の循環的利用の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する者(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他団体を含む。) (2) 全構成員の半分を(1)に掲げる者が占めるグループで、かつ(1)に掲げる者が代表者となるもの</p>	<p>次に該当する事業に要する経費(原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、展示会出展経費及びその他知事が必要と認める経費) (1) 市場投入に先立ち行う実証実験(試作品作成を含む。)又は市場調査 (2) リサイクル製品(試作品)の改良 (3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略(事業計画)策定のために行う調査(前号の事業と同時に実施する場合に限る。)</p>	<p>(1) 道内に主たる事務所を置く中小企業等、又は、全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ4分の3以内 (2) (1)以外 2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課</p>		
<p>31 特定発電所周辺地域交付金事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し予算の範囲内で補助する。</p>	<p>特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村</p>	<p>特定発電所の所在市町村隣接市町村及び隣々接町村が行う立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課</p>		
<p>32 電源立地地域対策交付金事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則(平成23年文部科学省経済産業省告示第1号)に規定する公共用施設の整備等を行う市町村及び一部事務組合</p>	<p>地域振興計画作成等措置、発電用施設温排水有効利用措置、発電用施設温排水有効利用実証調査等措置、発電用施設温排水影響事業支援措置、発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置、公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置、給付金加算等措置に要する経</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内</p>	<p>経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第42号様式の1</p>	<p>経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課</p>		

		<p>費のうち、次に掲げる経費</p> <p>(1) 事業費 工事費、用地費及び補償費、調査設計費、設備費、調査費、広報費及び研修費、維持運営費、事業運営費、附帯雑費、一般事務費</p> <p>(2) 補助金 補助金、一般事務費</p> <p>(3) 出資金 出資金、一般事務費</p> <p>(4) 貸付金 貸付金、一般事務費</p> <p>(5) 基金造成費((3)に掲げるものを除く。) 事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、維持運営基金、一般事務費</p> <p>(6) 給付金事業助成費 給付金加算等助成費、一般事務費</p>						
	電源立地地域対策交付金交付規則に規定する原子力立地給付金交付事業を行う者	原子力立地給付金交付事業に要する次の経費のうち、次に掲げる経費給付金事業助成（給付金加算等助成費、一般事務費）	電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第42号様式の2	経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
33 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年通商産業省告示第434号）に規定する公共用施設の整備を行う市町村、公共性格の強い組合又は法人	次の事業に要する経費のうち、知事が適当と認めるもの (1) 昭和53年4月1日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設に伴って市町村、公共的性格の強い組合又は法人が行う公共用施設の整備に要する経費 (2) 1市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が10万キロリットル以上の場合に市町村、公共的性格の強い組合又は法人等が行う公共用施設の整備に要する経費	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
34 広報・調査等交付金事業 原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	広報・調査等事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
35 北海道原子力発電施設立地地域共生交付金	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	公共用施設に係る整備及び維持補修措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置に要する経費のうち、	北海道が作成する地域振興計画に基づく事業に	経済第7号様式 経済第9号様式	経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限		

<p>原子力発電施設の長期的な円転の円滑化に資するため、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>次に掲げる経費  (1)事業費  工事費、用地費及び補償費、調査設計費、設備費、調査費、広報費及び研修費、事業運営費、附帯雑費、一般事務費  (2)補助金  補助金、一般事務費  (3)出資金  出資金、一般事務費  (4)貸付金  貸付金、一般事務費  (5)基金造成費((3)に掲げるものを除く。)  事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、一般事務費</p>	<p>対し、原子力発電施設立地地域共生交付金を財源として充てている額</p>	<p>経済第11号様式  経済第41号様式の3  経済第42号様式の3  別に指示する様式</p>	<p>経済第43号様式の3  別に指示する様式</p>	<p>別に指示する日  提出先  経済部環境・エネルギー局環境  ・エネルギー課</p>		
<p>36 休廃止鉱山鉱害防止事業  休廃止鉱山の坑廃水処理義務者が行う鉱害防止事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱(昭和46年7月13日付け46保第789号)第23条に規定する鉱業権の消滅している鉱山あるいは鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を行う者</p>	<p>休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱に基づき、北海道産業保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>経済第2号様式  経済第7号様式  経済第10号様式  経済第11号様式  経済第23号様式  別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式  経済第20号様式  経済第22号様式  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部  提出期限  別に指示する日  提出先  経済部環境・エネルギー局環境  ・エネルギー課</p>		
<p>37 炭鉱保安確保設備整備事業  国の「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」の推進に協力するため、炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、炭鉱の保安の確保を促進し石炭鉱業の安定を図る。</p>	<p>道内において「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社</p>	<p>次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費  (1)集中監視装置  (2)救命機器  (3)坑内冷房装置  (4)帯電防止加工品  (5)保安専用計測機器  (6)坑内移動式集じん装置  (7)仕練拡大専用機器  (8)特殊防じんマスク  (9)高照度安全電灯  (10)不燃化・難燃化専用機器  (11)炭壁注入装置  (12)非常用排水ポンプ  (13)難燃性コンベアベルト  (14)救護隊用機器  (15)坑道維持資材  (16)用排水設備等</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第4号様式  経済第7号様式  経済第10号様式  経済第11号様式  経済第23号様式  別に指示する様式</p>	<p>経済第4号様式  経済第20号様式  経済第22号様式  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部  提出期限  別に指示する日  提出先  総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

<p>38 坑内採炭設備整備事業 国の「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」の推進に協力するため、新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、計画的な坑道開発による採炭体制の維持を促進し石炭鉱業の安定を図る。</p>	<p>道内において「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社</p>	<p>次に掲げる新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の更新に要する経費 (1)採炭に必要とされる機器 (2)切羽維持のため必要とされる機器</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>39 北海道宇宙科学技術創成センター活動支援事業 本道の航空宇宙関連研究開発の道民への普及・啓発活動、道内への宇宙関連実験・研究の誘致活動に要する経費を補助することにより、道内産業の活性化や道民の科学技術への理解増進など、道民生活の向上に資することを目的とする。</p>	<p>特定非営利活動法人北海道宇宙科学技術創成センター</p>	<p>講演会・セミナー事業、地域活動推進事業及び研究開発事業に要する経費。ただし委託費を除く。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興課</p>		
<p>40 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業補助事業 北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者であって、大学若しくは高等専門学校の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学若しくは高等専門学校と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に新たに事業所等を設置する計画がある者。</p>	<p>北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料。ただし、消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等とは含まないものとする。</p>	<p>1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は切り捨てる。）に、居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、次に掲げる額を乗じて得た額以内 1 2以外を使用の場合 入居年数 1～5年まで 300円 2 給排水可能な実験室を使用の場合 (1) 入居年数</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興課</p>		

	<p>ただし次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者</li> <li>2 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者</li> <li>3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者</li> <li>4 施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人</li> <li>5 入居者の起業等を支援する目的で入居する者</li> <li>6 当初入居開始の日から起算して、5年を経過している者</li> <li>7 道税を滞納している者</li> <li>8 その他知事が交付対象と認めない者</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1～3年まで 600円</li> <li>(2) 入居年数 4～5年まで 300円</li> </ol>					
41	<p>イノベーション創出研究支援事業費補助金 北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業者が、次に掲げる事業を行う大学等試験研究機関等に所属する研究者、中小企業者に対して補助する場合における当該補助に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スタートアップ研究補助金</li> <li>(2) 発展・橋渡し研究補助金</li> </ol> </li> <li>2 補助事業者が1の(1)及び(2)の事業に係る課題募集・選考及びフォローアップを行うために要する経費のうち次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究課題の募集に要する経費</li> <li>(2) 研究課題の選考に要する経費</li> <li>(3) アドバイザーの委嘱等に要する経費</li> <li>(4) 技術動向調査に要する経費</li> <li>(5) 事業推進委員会等の開催に要する経</li> </ol> </li> </ol>	2分の1以内	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 採択課題決定の日から14日以内 提出先 経済部産業振興局科学技術振興課</p>		

		費 (6) 事業成果の広報・成果発表会開催に要する経費 (7) その他特に必要と認められる経費						
42 函館地域産業振興財団補助事業 公益財団法人函館地域産業振興財団の高度技術普及事業を促進することにより、新商品開発や新事業の創出、技術の高度化を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人函館地域産業振興財団	公益財団法人函館地域産業振興財団が行う次の事業に要する経費のうち、人件費(人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給料、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費。)旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費 (1) 研究開発事業 (2) 高度技術普及事業 (3) 維持運営事業	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月10日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
43 食関連産業省力化促進事業 北海道の試験研究機関等が、食関連産業への先端技術の導入に向けて共同で取り組む研究開発やその成果の製品化、事業化に要する経費及びこれらをマネジメントし、事業全体の普及啓発を行うための経費を予算の範囲内で補助することにより、本道における食関連産業の省力化や生産性向上を図ることを目的とする。	北海道内の産業支援機関及び公設試験研究機関等で構成し、道内の食関連産業への先端技術の導入に向けて、次の研究開発やその成果の製品化、事業化、広報・普及、関連技術者の育成に要する経費 1 国際通信規格ISOBUS対応の農作業機の開発 2 食品製造工程の自動化・省力化につながるロボットハンドや異物除去システムの開発	次の補助事業に要する経費のうち、下記(1)から(10)に定める経費 1 食関連産業への先端技術の導入に向けた研究開発等に要する経費 補助事業者が、試験研究機関等に対し委託する食関連産業への先端技術の導入に向けた研究開発やその成果の製品化、事業化、広報・普及、関連技術者の育成に要する経費 2 補助事業者が1の事業に係るマネジメントや事業全体の普及啓発に要する経費 (1) 人件費 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費 (5) 役員費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 備品購入費 (10) その他特に必要と認められる経費	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月15日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興課		
44 宇宙産業成長産業化推進事業(ビジネスプラン策定支援)補助金 大樹町のロケット射場の整備・運営に向けたビジネスプランの策定に必要な経費を予算の範囲内で補助することにより、本道における宇宙産業の成長産業化に資することを目的とする。	大樹町	ビジネスプラン策定に必要な経費(注)を対象に、事業実施主体に対して交付する補助金 (注)以下の経費は対象としない。 1 国、北海道により別途、補助金、委託費等が支給される経費 2 人件費(人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費) 3 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産の取得に要する経費 4 飲食に係る経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興課		



		5 経費の支出を証する書類がない経費 6 その他適切と認められない経費						
45 高齢者労働能力活用事業 高齢者等の雇用の機会及び多様な就業機会の確保・提供を図るため、シルバー人材センター会員間の調整、業務未実施地域での就業機会の確保・提供、普及・啓発等を全道的、組織的に行うシルバー人材センター連合事業に対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会	高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施に要する次の経費 (1) 人件費 (2) 光熱水料 (3) 借料及び損料 (4) 雑役務費 (5) 旅費 (6) 備品費（自動車以外の備品については、単価が50万円以下のものに限る。） (7) 消耗品費 (8) 会議費 (9) 印刷製本費 (10) 通信運搬費 (11) 公租公課（自動車重量税） (12) 保険料 (13) 諸謝金 (14) 賃金（会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。） (15) 教材費 (16) 訓練委託費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月15日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
46 職業病・労働災害対策事業 産業医の活動を強化し、職業病の予防、治療対策を促進するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道医師会	一般社団法人北海道医師会が行う産業医研修・講習会の開催に要する経費	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月17日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
47 中小企業勤労者福祉対策事業 労働者の福祉の向上を図るため、北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道労働者福祉協議会	北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 労働福祉啓発事業に要する経費 (2) 労働福祉相談支援に要する経費	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月17日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
48 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。	道立技術専門学院再編整備計画に基づき、産業の発展を支える、地域における人材育成の拠点施設として転換した地域人材開発センターを運営する一般社団法人、公益社団法人、	地域人材開発センターが行う講習・講座、貸館事業に要する次の経費（事業内職業訓練運営費補助金の交付対象となる認定職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託事業に係るものを除く。） (1) 人件費 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費	2分の1以内 （知事が別に定める額を限度とする。）	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		

	一般財団法人、公益財団法人又は職業訓練法人	(5)教材費 (6)光熱水費 (7)燃料費 (8)印刷製本費 (9)修繕費 (10)役務費 (11)委託料 (12)使用料及び賃借料 (13)備品購入費 (14)負担金 (15)公課費							
49 次世代人材職業体験推進事業 専修学校を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会	次世代人材職業体験推進事業に要する経費のうち、負担金及び知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月27日 提出先 経済部労働政策局産業人材課			
50 技能向上育成対策事業 技能士の資質の向上を図るとともに、社会的地位の確立及び後継者を育成するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道技能士会	一般社団法人北海道技能士会が実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの 事業費 (1)人件費 (2)全道技能士大会実施費 (3)技能士会組織強化促進費 ア 地方技能士会組織強化促進費 イ 地方技能士大会実施費 (4)技能士資質向上促進費 ア 職種別研修会実施費 イ 全道青年技能士研修会実施費 ウ 技能交流派遣実施費 (5)技能士重用制度促進費 (6)広報活動費	3分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和2年4月30日 提出先 経済部労働政策局産業人材課			
51 技能検定試験等実施事業 技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道職業能力開発協会	1 技能検定試験等の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1)技能検定関係事業に要する経費 (2)技能競技大会関係事業に要する経費 (3)職業能力開発促進大会等関係事業に要する経費 2 上記1の事業の実施に要する管理経費 (1)職員の人件費 (役員報酬は除く。) (2)一般管理運営費 (交際費は除く。)	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第35号様式 経済第36号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第36号様式 経済第38号様式	提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局産業人材課			
52 事業内職業訓練設備整備事業	市町村及び職業能力開発促進法(昭和44	集合して行う認定職業訓練に供するための設備の設置又は整備に要する経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第7号様式	経済第2号様式 経済第20号様式	提出部数 正副3部	総合振興局長又は振興局長		

<p>事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>年法律第64号)第24条第1項の認定を受けた中小企業主の団体</p>			<p>経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 経済第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第22号様式</p>	<p>提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は 振興局</p>		
<p>53 事業内職業訓練運営費補助事業 事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練を実施する職業能力開発促進法第13条に規定する事業主等</p>	<p>集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員(訓練に関する企画、管理等の業務を担当する職員)の謝金、手当に要する経費 (2)集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の設備に要する経費 (3)職業訓練指導員の研(校内研修)及び訓練生の合学習に要する経費 (4)集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費 (5)その他管理運営に要する経費で別途定める経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第30号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は 振興局</p>	<p>総合振興局長又は 振興局長</p>	
<p>54 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>令和2年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者(ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。)</p>	<p>介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1)人件費(退職金を除く。) (2)教育研究・管理経費(食糧費を除く。) (3)設備関係経費 (4)借入金等利息</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策 局産業人材課</p>		

## 別記1

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
商工会指導事業及び経営改善普及事業に関する補助	(1) 補助対象職員の設置費	補助対象職員の設置費	俸給及び扶養手当	補助対象職員の俸給及び扶養手当（経営指導員研修生の扶養手当を除く。）
			地域手当	補助対象職員の地域手当
			通勤手当	補助対象職員の通勤手当
			期末手当	補助対象職員の期末手当
			寒冷地手当	補助対象職員の寒冷地手当
			住居手当	補助対象職員の住居手当
			超過勤務手当	補助対象職員の超過勤務手当
	福利厚生費	補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分		
	(2) 指導事業費	旅費及び事務費	指導旅費	商工会指導事業又は経営改善普及事業の実施に要する補助対象職員の旅費
			研修旅費等	商工会連合会若しくは全国商工会連合会の行う研修会への出席に要する補助対象職員の旅費（経済産業局が主催する経営指導員等連絡会議への出席旅費、中小企業庁長官又は経済産業局長若しくは道知事の指示又は承認を受けた研修会、研究会等への出席旅費を含む。）
広域指導センター所長会議出席旅費			全国連合会が主催する広域指導センター所長会議への出席に要する広域指導センター所長（代理出席する専門経営指導員を含む。）の旅費	

補助 区分	補助事業の 区 分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
			指導事務費、調査研究費	商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する会議費、備品費、雑役務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料集計費、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費、研修会受講料
			講習会等開催費	経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料（移動講習会の場合の車両を含む。）、資料費、消耗品費、会議費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
			金融指導費	金融指導事業に要する旅費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務、参考資料の購入費及び旅費
		福利環境整備費	補助対象職員に係る福利環境整備事業費の事業主負担分	
	(3) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費		商工会連合会の発行する道連ニュースの印刷製本費等及びホームページの作成費
	(4) 資質向上対策事業費	機構研修等参加費		機構等の行う研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
		商工会役職員等研修会開催費		商工会役員研修会、商工会等職員基本能力研修会、商工会等職員業務分担別研修会（管理職養成研修会、経営革新支援研修会、情報化推進要員研修会）、商工会専門スタッフ研修会の開催に要する謝金、旅費 借損料（移動研修会の場合の車両借上料を含む。）、資料費、消耗品費、委託費及び通信運搬費
		コンピュータ要員（プログラマー）養成研修事業出席旅費		全国連合会が実施するコンピュータ要員（プログラマー）養成研修会等への出席に要する商工会連合会職員の旅費
		資質向上対策推進費		商工会連合会が実施する資質向上対策推進事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、商工会等職員統一採用試験実施費、経営指導員任用候補者試験実施費、原稿料及び消耗品費
		人事交流赴任旅費		商工会連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する赴任旅費
		人事交流単身赴任手当		商工会連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する単身赴任手当
	(5) 経営・技術強化支援事業費	経営・技術強化支援事業費		商工会連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する費用であって、謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費
(6) 商工会情報ネットワーク化等推進事業費	電子計算機賃借料		ネットde記帳を利用した記帳機械化事業及び商工会情報ネットワーク化事業の推進に係る電子計算機（オンライン関係機器を含む。）を設置するために必要な賃借料及び保守料	

補助 区分	補助事業の 区 分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
	(7) 若手後継者育成等 地域活性化 事業費	若手後継者育成 等地域活性化事 業費	若手後継者等育 成事業費	商工会連合会が行う商工会に設置されている青年部、女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費（研修会等に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。）、借損料（移動の講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上料を含む。）、雑役務費、会議費、資料費、印刷製本費、備品費、消耗品費、通信運搬費、調査等委託費
			広域振興等地域 活性化事業費	商工会連合会が行う広域振興等地域活性化事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、借損料、資料費、原稿料、印刷製本費、報告書作成費、パンフレット制作費、広報費、消耗品費、備品費、通信運搬費、雑役務費、警備委託費、会場設営費イベント費及び試供品等作成費等
	(8) 商工会 広域連携・ 合併支援事 業費	商工会広域連携 ・合併支援事業 費		商工会連合会が行う商工会広域連携・合併支援事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、広報費、消耗品費、原稿料、備品費、調査等委託費

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内容
	(9) 経営安定特別相談事業費	経営安定特別相談事業費	特別相談事業費	商工会連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する費用であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、会議費、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限る。）、燃料費、借損料、パーソナルコンピュータ賃借料、保守料及び委託費
			講習会等出席及び緊急対策等事業費	商工会連合会が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する費用であって、謝金、旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国商工会連合会及び日本商工会議所が実施する講習会、事例研究会、商工調停士会への出席に要する旅費
一般振興事業	(10)職員人件費	職員人件費		商工会連合会が一般振興事業を推進するために要する職員人件費



別記 2

小規模事業指導推進費補助金 補助対象経費、補助金算定基準表

補助事業 の区分	経費区分	経費区分 の明細	補助対象経費																																						
(1) 補助 対象職員 の設置費	補助対象 職員の設 置費	俸給及び 扶養手当	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の俸給及び扶養手当で、次の(1)、(2)により算出される経費の合計</p> <p>(1) 俸給 「補助対象職員の俸給月額」×設置月数</p> <p>(2) 扶養手当 「次の①から③の合計額」×対象月数</p> <p>① 配偶者 6,500円</p> <p>② 次のアに該当する扶養親族について、1人につき 10,000円、イからオまでに該当する扶養親族について、1人につき 6,500円)</p> <p>ア 満22歳未満の子（満22歳の年度末まで） イ 満22歳未満の孫（満22歳の年度末まで） ウ 満60歳以上の父母及び祖父母 エ 満22歳未満の弟妹（満22歳の年度末まで） オ 重度心身障害者</p> <p>③ 満16歳の年度始から満22歳の年度末までの子1人 につき 5,000円加算</p> <p>※ 認定基準日：各月の1日</p>																																						
	調整手当		<p>経営指導員、補助員の調整手当（ただし、札幌地区に限る。）で、次により算出される経費の合計</p> <p>俸給月額×3/100×設置月数</p>																																						
	通勤手当		<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の通勤手当で、次の①から③により算出される経費の合計</p> <p>① 交通機関等を利用 次のア又はイの運賃相当額×対象月数</p> <p>ア 「定期券使用が経済的な場合その最長通用期間（6カ月を限度）」÷当該定期券通用月数（円未満切上げ）</p> <p>イ 回数乗車券等使用が経済的な場合には1カ月に係る運賃等相当額 ただし、1カ月の運賃相当額の上限は55,000円</p> <p>② 自動車等の使用 「次のアからスの金額」×対象月数</p> <table border="0" data-bbox="494 1467 917 1993"> <tr><td>ア</td><td>2km以上5km未満</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>5km以上10km未満</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>10km以上15km未満</td><td>7,100円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>15km以上20km未満</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>20km以上25km未満</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td>カ</td><td>25km以上30km未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>キ</td><td>30km以上35km未満</td><td>18,700円</td></tr> <tr><td>ク</td><td>35km以上40km未満</td><td>21,600円</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>40km以上45km未満</td><td>24,400円</td></tr> <tr><td>コ</td><td>45km以上50km未満</td><td>26,200円</td></tr> <tr><td>サ</td><td>50km以上55km未満</td><td>28,000円</td></tr> <tr><td>シ</td><td>55km以上60km未満</td><td>29,800円</td></tr> <tr><td>ス</td><td>60km以上</td><td>31,600円</td></tr> </table> <p>③上記①及び②を併用 ①及び②により算出される合計額</p>	ア	2km以上5km未満	2,000円	イ	5km以上10km未満	4,200円	ウ	10km以上15km未満	7,100円	エ	15km以上20km未満	10,000円	オ	20km以上25km未満	12,900円	カ	25km以上30km未満	15,800円	キ	30km以上35km未満	18,700円	ク	35km以上40km未満	21,600円	ケ	40km以上45km未満	24,400円	コ	45km以上50km未満	26,200円	サ	50km以上55km未満	28,000円	シ	55km以上60km未満	29,800円	ス	60km以上
ア	2km以上5km未満	2,000円																																							
イ	5km以上10km未満	4,200円																																							
ウ	10km以上15km未満	7,100円																																							
エ	15km以上20km未満	10,000円																																							
オ	20km以上25km未満	12,900円																																							
カ	25km以上30km未満	15,800円																																							
キ	30km以上35km未満	18,700円																																							
ク	35km以上40km未満	21,600円																																							
ケ	40km以上45km未満	24,400円																																							
コ	45km以上50km未満	26,200円																																							
サ	50km以上55km未満	28,000円																																							
シ	55km以上60km未満	29,800円																																							
ス	60km以上	31,600円																																							

	<p>ただし、1カ月の支給総額の上限は55,000円</p> <p>※ 認定基準日：各月の1日</p>																																																																																
<p>特勤手当</p>	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の特勤手当（ただし、離島地区の商工会の支給規定等において特勤手当の支給対象となる職員に限る。）で、次により算出される経費の合計</p> <p>俸給月額×8/100×設置月数</p>																																																																																
<p>期末手当 (一般分)</p>	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の期末手当で、次により算出される経費の合計。</p> <p>(俸給+扶養手当+調整手当)×支給月数</p> <p>※ 調整手当は対象地区のみ</p> <p>[支給月数]</p> <p>ア 年度当初において60歳未満の者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月支給</th> <th>12月支給</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(前年度)～12月2日</td> <td>2.25</td> <td>2.25</td> <td>4.50</td> </tr> <tr> <td>12月3日～1月2日</td> <td>1.9425</td> <td>2.25</td> <td>4.1925</td> </tr> <tr> <td>1月3日～3月2日</td> <td>1.54</td> <td>2.25</td> <td>3.79</td> </tr> <tr> <td>3月3日～6月1日</td> <td>0.77</td> <td>2.25</td> <td>3.02</td> </tr> <tr> <td>6月2日</td> <td>—</td> <td>2.25</td> <td>2.25</td> </tr> <tr> <td>6月3日～7月2日</td> <td>—</td> <td>1.9425</td> <td>1.9425</td> </tr> <tr> <td>7月3日～9月2日</td> <td>—</td> <td>1.54</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>9月3日～12月1日</td> <td>—</td> <td>0.77</td> <td>0.77</td> </tr> <tr> <td>12月2日～</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、人事評価を実施しており、その結果を期末手当に反映している商工会においては、表中の2.25を2.295に読み替えることが出来るものとする。</p> <p>イ 年度当初において60歳以上の者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月支給</th> <th>12月支給</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(前年度)～12月2日</td> <td>1.175</td> <td>1.175</td> <td>2.35</td> </tr> <tr> <td>12月3日～1月2日</td> <td>1.0075</td> <td>1.175</td> <td>2.1825</td> </tr> <tr> <td>1月3日～3月2日</td> <td>0.795</td> <td>1.175</td> <td>1.97</td> </tr> <tr> <td>3月3日～6月1日</td> <td>0.3975</td> <td>1.175</td> <td>1.5725</td> </tr> <tr> <td>6月2日</td> <td>—</td> <td>1.175</td> <td>1.175</td> </tr> <tr> <td>6月3日～7月2日</td> <td>—</td> <td>1.0075</td> <td>1.0075</td> </tr> <tr> <td>7月3日～9月2日</td> <td>—</td> <td>0.795</td> <td>0.795</td> </tr> <tr> <td>9月3日～12月1日</td> <td>—</td> <td>0.3975</td> <td>0.3975</td> </tr> <tr> <td>12月2日～</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		6月支給	12月支給	計	(前年度)～12月2日	2.25	2.25	4.50	12月3日～1月2日	1.9425	2.25	4.1925	1月3日～3月2日	1.54	2.25	3.79	3月3日～6月1日	0.77	2.25	3.02	6月2日	—	2.25	2.25	6月3日～7月2日	—	1.9425	1.9425	7月3日～9月2日	—	1.54	1.54	9月3日～12月1日	—	0.77	0.77	12月2日～	—	—	0		6月支給	12月支給	計	(前年度)～12月2日	1.175	1.175	2.35	12月3日～1月2日	1.0075	1.175	2.1825	1月3日～3月2日	0.795	1.175	1.97	3月3日～6月1日	0.3975	1.175	1.5725	6月2日	—	1.175	1.175	6月3日～7月2日	—	1.0075	1.0075	7月3日～9月2日	—	0.795	0.795	9月3日～12月1日	—	0.3975	0.3975	12月2日～	—	—	0
	6月支給	12月支給	計																																																																														
(前年度)～12月2日	2.25	2.25	4.50																																																																														
12月3日～1月2日	1.9425	2.25	4.1925																																																																														
1月3日～3月2日	1.54	2.25	3.79																																																																														
3月3日～6月1日	0.77	2.25	3.02																																																																														
6月2日	—	2.25	2.25																																																																														
6月3日～7月2日	—	1.9425	1.9425																																																																														
7月3日～9月2日	—	1.54	1.54																																																																														
9月3日～12月1日	—	0.77	0.77																																																																														
12月2日～	—	—	0																																																																														
	6月支給	12月支給	計																																																																														
(前年度)～12月2日	1.175	1.175	2.35																																																																														
12月3日～1月2日	1.0075	1.175	2.1825																																																																														
1月3日～3月2日	0.795	1.175	1.97																																																																														
3月3日～6月1日	0.3975	1.175	1.5725																																																																														
6月2日	—	1.175	1.175																																																																														
6月3日～7月2日	—	1.0075	1.0075																																																																														
7月3日～9月2日	—	0.795	0.795																																																																														
9月3日～12月1日	—	0.3975	0.3975																																																																														
12月2日～	—	—	0																																																																														
<p>期末手当 (職務加算額)</p>	<p>経営指導員の期末手当で、次により算出される経費の合計（ただし、経営指導員で期末手当に一定の割合を加算する旨の規定を有する商工会等に限る。）</p> <p>(俸給+調整手当)×0.05×支給月数</p> <p>※ 調整手当は対象地区のみ</p>																																																																																
<p>寒冷地手当</p>	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の寒冷地手当で、各商工会等で、基準日に在籍している者に対して各商工会等で支給する経費の合計</p> <p>※ 基準日：毎年11月から翌年3月までの各月の初日</p>																																																																																
<p>住居手当</p>	<p>経営指導員、補助員又は記帳専任職員の住居手当で、次の①及び②により算出される経費の合計</p> <p>① 支払家賃が月額2万4000円以下の場合 「家賃」－13,000円（100円未満切捨て）</p> <p>② 支払家賃が月額2万4000円を超えている場合 11,000円＋（家賃－24,000円）×1/2（100円未満切捨て）</p>																																																																																

			※ 認定基準日：各月の1日
		超過勤務手当	経営指導員、補助員又は記帳専任職員の超過勤務手当で、各商工会等で支給する経費の合計
		福利厚生費	経営指導員、補助員又は記帳専任職員に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分で、各商工会等で負担する経費の合計
(2) 指導事業費	旅費		次の(1)から(6)に要する旅費 (1) 経営改善普及事業の実施に要する補助対象職員等の指導旅費及び研修旅費 (2) 連合会が行う役職員・事務局長・補助員・記帳専任職員等の研修旅費 (3) 会議所連合会が行う補助員等の研修旅費 (4) 金融指導事業に要する旅費（委員等旅費を含む。） (5) 経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会等に要する旅費 (6) 商工会等の広域連携に伴う事業等の実施（準備に相当するものを含む。）に要する旅費
	事務費		次の(1)から(3)に要する経費 (1) 経営改善普及事業の実施に要する経費 (2) 金融指導事業に要する経費 (3) 経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び記帳継続指導（記帳機械化等）に要する経費  会議費、備品費、雑役務費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費、研修会受講料、資料費、借損料（移動講習会の場合の車両を含む。）
	福利環境整備費		補助対象職員にかかわる福利環境整備事業費の事業主支払分
	記帳指導員等謝金		記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当
(3) 資質向上対策事業費	研修事業費	大・中・小・高・短大等 研修参加費	道の指定する独立行政法人中小企業基盤整備機構研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
		専門的研修参加費	経営改善普及事業に資する内容であると認められる専門的研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
		商工会議所応用研修会等開催費	会議所連合会が、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う研修及び道が経営指導員等の資質の向上が図れると認めるその他の研修機関が行う研修へ補助対象職員を派遣する商工会議所に対し、旅費・受講料の一部を助成する経費
(4) 経営指導推進費	経営・技術強化支援事業費		商工会等及び会議所連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する経費であって、謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費
(5) 大都市対策特別普及振興事業費	商工会議所支部等活動推進費	専門相談指導費	札幌商工会議所が経営改善普及事業の一環として実施する専門指導に要する講師謝金、講師旅費及び借損料
		支部借館料	商工会議所がその支部又は支所を設置するのに必要な借館料
	特別普及振興事業費		商工会議所が大都市における経営改善普及事業の一層の啓発普及を図るために行う特別普及事業に要する経費であって、ラジオ及びテレビCM製作費、放送費及び新聞雑誌等への広告費並びに謝金、ステッカー作成費、借損料、会議費、資料費、印刷製本費、雑役務費、消耗品費及び通信運搬費
(6) 小規模事業施策	小規模事業施策普及		経営改善普及事業の一環として実施する小規模業者に対する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する印刷製本費等、新聞折込料、掲示料金等及びホームページ作成費（施策情報の掲載、更新に係

策普及費	及費		る経費に限る。)
(7) 商工会等指導環境推進費	商工会等指導環境推進費		経営改善普及事業の推進のため指導環境整備に必要な人件費（事務局長及び商工会同士の合併に伴う事務局次長又は支所長の設置に係るものに限る。）
(8) 若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費		会議所連合会が行う商工会議所に設置されている青年部、女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費（研修会等に参加するための受講者交通費及び日本商工会議所が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。）、借損料（移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上費を含む。）、雑役務費、会場費、資料費、印刷製本費、備品費、消耗品費、通信運搬費、調査等委託費
(9) 商工会等振興調査事業費	商工会等振興調査事業費		商工会等が行う商工会等振興調査事業費に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託費、消耗品費、備品費
(10) むらおこし事業等地域活性化事業費	むらおこし事業等地域活性化事業費	むらおこし事業費	商工会等及び連合会が行うむらおこし事業等地域活性化事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、資料費、印刷製本費、パンフレット作成費、広報費、借損料、雑役務費、備品費、消耗品費、通信運搬費、試供品等製作費、会場設営費、報告書作成書、原稿料、委託費
		広域販路拡大事業費	会議所連合会が行うむらおこし事業等地域活性化事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、資料費、印刷製本費、パンフレット作成費、広報費、借損料、雑役務費、備品費、消耗品費、通信運搬費、試供品等製作費、会場設営費、報告書作成書、原稿料、委託費（会議所連合会が取りまとめ役となり、複数の商工会議所地区の特産品等を広く普及する事業に限る。）
(11) 広域連携等対策事業費	広域連携等対策事業費		商工会等が行う広域連携等対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託費、消耗品費、備品費、会館改装費、備品等運搬費、ネットワーク構築費、増改築費及び合併案内費
(12) 経営安定特別相談事業費	経営安定特別相談事業費	特別相談事業費	商工会議所が実施する倒産防止相談事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、パーソナルコンピューター賃借料、会議費、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限る。）燃料費、保守料及び委託費
		講習会等出席及び緊急対策等事業費	商工会議所が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国商工会連合会又は日本商工会議所が実施する講習会、事例研究会、商工調停士への出席に要する経費
(13) 事業継続力強化支援計画等実施指導費	法定経営指導員手当		経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画の実施管理に必要な法定経営指導員手当